

令和3年7月6日

報道各位

市民・税務課

固定資産税及び都市計画税の課税誤りについて

本年4月に納税通知書を発送しておりました当市の令和3年度固定資産税及び都市計画税について、この度課税内容に一部誤りがあることが判明いたしました。

今回の課税誤りにより、市民及び納税者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたこと、また、本市税務行政に係る信頼を著しく損なう結果となりましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、事案の状況や対応等について、次のとおりお知らせします。

1. 発生原因

固定資産評価額を算出するため、「路線価」算定を行う際、市が誤ったデータを委託業者に提供したことにより発生した。

2. 経緯

本年6月、市役所内部の令和3年度固定資産税課税額に関する調査で、特定の土地の固定資産評価額（税額）について、前年度と大きな乖離があったため、再度課税資料等を調査・確認した結果、市内の複数路線の画地補正率に影響を及ぼす「用途地区」の区分に誤りがあることが判明した。

3. 今回事案の影響の範囲

固定資産税（土地）の税額が変更となる納税義務者数 427人

うち、過大課税（減額になる方）124人 総額 165,900円

過小課税（増額になる方）303人 総額 1,674,100円

4. 今後の対応及び再発防止について

7月中旬までに上記対象となった納税義務者の方々にお詫びの文書と更正後の納税通知書等を送付いたします。

今後は、今回のような人為的なミスを防ぐため、作業工程の根本的見直しをし、確認方法の改善に努め確実に実施します。

問い合わせ

勝山市役所 市民・税務課 資産税係

電話 0779-88-8101 担当 上野